震災対策編

第１章　災害予防

第１節　防災意識の高揚

災害発生時において、町全体が協力して円滑かつ効果的に災害対策活動が行われるよう、防災上重要な管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

１　町民に対する防災意識の高揚

自らの身の安全は自らが守るという「自助」の精神が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けると共に、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域において町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は町民に対し自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

２　防災知識の普及啓発推進

町は東日本大震災の教訓を踏まえて、一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、町は、家庭等で普段からできる防災対策について、町民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（１）普及啓発活動

ア　町民への啓発内容

【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは次のとおり自分の身を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は 無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。

入手場所	とるべき行動の具体例
駅やデパートなど集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

気象台ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」から

イ　生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、(一財) 消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

◆ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和５６ (1981) 年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。

◆ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。

◆ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

・家の中でどこが一番安全か

・救急医薬品や火気などの点検

・幼児や老人の避難はだれが責任をもつか

・避難場所、避難路はどこにあるか

・避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか

・家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか

◆ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。

◆ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。

◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。

◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

◆ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。

◆ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

◆ 大揺れは１分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。

◆ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。

◆ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

◆ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。

◆ 崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。

◆ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

（避難するときの注意点）

◆ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。

◆ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。

◆ 海浜にいるときに強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。

◆ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市町村役場、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

ウ　主な普及啓発活動

（ア）防災講演会、出前講座等の開催
（イ）防災マップ、パンフレット等の配布
（ウ）テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
（エ）電話帳（ＮＴＴハローページ）における避難場所等の周知
（オ）インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
（カ）防災訓練の実施
（キ）防災器具、災害写真等の展示

エ　消防団員等による巡回指導

町は消防団員等による地域の巡回を促進するとともに、家具の固定、避難口等の点検、避難場所の周知、地震発生の対応時の指導を行い、防災知識の普及を図る。

オ　効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、町はインターネット等ＩＴ技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

（２）啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

・防災とボランティア週間（１月１５日～１月２１日）
・春季全国火災予防運動実施週間（３月１日～３月７日）

・山地災害防止キャンペーン（５月２０日～６月３０日）
・がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
・土砂災害防止月間（６月１日～６月３０日）
・防災週間（８月３０日～９月５日）
・秋季全国火災予防運動実施週間（１１月９日～１１月１５日）
・雪崩防災週間(１２月１日～７日)
・とちぎ防災の日（３月１１日）

３　児童・生徒及び教職員に対する防災教育

町は安全教育指導資料等の活用や防災に関する各種研修の実施により教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図り、これを以て学校教育を通じた児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

４　防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

（１）危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
（２）病院、社会福祉施設
（３）ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

５　防災に関する教育

（１）町は、職員に対して震災時の適正な判断力を養成し、防災活動を遂行できるよう、講習会、研修会の開催し、または防災手引書、その他のテキストを配布し、指導者の養成を含む防災教育訓練の普及徹底に努める。
（２）一般住民に対しては、住民１人ひとりが常に防災に関心を持ち、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、地域における自主防災組織の育成を始め、防災意識の普及啓発を推進する。
（３）児童・生徒等に対しては、学校教育やその他学習会の中で、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどの防災の知識を普及させ、防災教育の推進を図る。
（４）防災上重要な施設の管理者等に対しては、防災教育を実施し、その資質の向上を図るともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

６　防災に関する調査研究

災害は広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、町は県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

７　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制

が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

８　言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域は、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

９　職員向け災害救助法の研修の実施

町は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、職員向けの研修会を開催するとともに、必要に応じて担当者向けの手引きを作成する。

第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

１　町民個人の対策

町民は、一人ひとりが自らの身の安全は、自らで守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する防災意識の高揚を図る。

〇町民個人が行う主な災害対策

（１）防災に関する知識の取得

ア　震度、マグニチュード等の知識
イ　過去に発生した被害状況
ウ　ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握
エ　災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）

（２）家族防災会議の開催

ア　避難所・経路の確認
イ　非常持出品、備蓄品の選定
ウ　家族の安否確認方法（ＮＴＴや携帯電話会社が提供する災害用伝言サービス活用等）
エ　災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

（３）非常用品等の準備、点検

ア　水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
イ　水、食料、生活必需品等の３日分相当の非常備蓄品
ウ　消火器、スコップ、大工道具等資機材の整備
エ　家族の状況に合わせた必要物品

（４）各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強、家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

（５）応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、ＡＥＤの使用方法など）

（６）町又は地域（自治会、自主防災組織）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

（７）地域（自治会、自主防災組織）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力

２　自主防災組織の整備

（１）自主防災組織の役割

大規模な震災が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

（２）自主防災組織の対策

ア　危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作製するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

イ　防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通じて、これらの資機材の使用方法の習熟を図る。

ウ　防災知識の技術習得

町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

エ　地域の避難行動要支援者の把握

町、消防機関、地域防災活動推進員、婦人防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

オ　活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通じて、災害時の応急対策活動における組織の活動体制、消防機関や他自主防災組織との連携体制を確立する。

3　企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

町、県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業等の要望に応じた事業継続計画(BCP)の個別策定支援を行う。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

※事業継続計画の概要

事業継続計画(BCP : Business Continuity Plan)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

4　消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火、水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、町は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地方の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

（１）消防団活性化総合計画等の策定
（２）消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
（３）消防団員に対する各種教育訓練の実施
（４）地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報

資料２－２　消防団の組織及び現有勢力

５　婦人防火クラブ等の育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブの育成・強化を推進する。

６　災害関係ボランティアの環境整備

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を推進する。

（１）ボランティア活動の環境整備

町、町社会福祉協議会は、町民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

ア　ボランティアに係る広報の実施

イ　災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施

ウ　ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施

エ　ボランティア団体の育成・支援

（２）行政とボランティア団体との連携

町は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うＮＰＯ法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

７　人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、町は県の協力を得て、消防本部、消防団、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助が相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

８　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として那須町防災会議に提案することができる。

町は、町防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、町地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

第３節　防災訓練の実施

実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

１　総合防災訓練

町は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助、共助による活動を重視する。

また、町は災害時に応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次の訓練を主に実施する。

（１）職員参集、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
（２）情報の収集・伝達、広報訓練
（３）避難誘導、避難場所、救護所設置運営、炊き出し訓練
（４）消火・救出・救助訓練
（５）交通規制訓練
（６）応急救護訓練
（７）ライフライン応急復旧訓練
（８）避難行動要支援者避難支援訓練
（９）災害ボランティアセンター設置運営訓練

２　防災図上訓練

町は、県及び防災関係機関等と連携し、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を実施する。

特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

３　非常招集訓練

町は、災害時における職員の迅速な動員を図るため大規模地震を想定した非常招集訓練を実施する。

４　通信訓練・情報伝達訓練

町は被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、大規模災害時における公共土木施設の復旧体制について、関係機関と定期的な情報伝達訓練を実施する。

５　消防訓練

町は、消防本部と協力し、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

６　町民、自主防災組織、事業所の訓練

町は、防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を推進することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助、共助による活動の充実に努める。

（１）情報伝達訓練
（２）避難訓練、避難誘導訓練
（３）救出・救護訓練
（４）避難行動要支援者避難支援訓練

第４節　避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に対して、ハンディを負う傷病者、障害者、乳幼児、高齢者、外国人などいわゆる「避難行動要支援者」に対して、那須町要配慮者者対応マニュアルに基づき情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

１　現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でないもの）などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者は、高齢化の進行等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

各地の災害において、高齢者が犠牲となる割合が高くなっていることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

２　地域における安全性の確保

町は、平成２４年８月に策定した「那須町要配慮者対応マニュアル」に基づき、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの要援護者の見守り体制の整備に努め、かつ要援護者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

資料２－15　那須町要配慮者対応マニュアル

（１）町における計画

町は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

ア　避難支援等関係者となる者
イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
エ　名簿の更新に関する事項
オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び市町が講ずる措置
カ　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
キ　避難支援等関係者の安全確保
ク　その他必要事項

（２）避難行動要支援者名簿の作成

ア　要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ、県やその他の機関に対して情報提供を求める。県は、町から求めがあった際には、情報提供を行う。

（３）地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されるこ

とが重要である。そのため、町は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

ア　関係機関による名簿情報の共有

町は、消防本部等、消防団、警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に関わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者と定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、名簿掲載者に対し、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意を得るほか、関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

イ　名簿情報の活用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。なお、平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

ウ　避難支援の具体化

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を個別計画として定める。

エ　福祉避難所の確保等

町は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

オ　緊急連絡体制の確保

町は災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

カ　幼児対策

町は、保育園・幼稚園等の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

キ　防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

3　社会福祉施設等における安全性の確保

（1）施設の整備

ア　公立社会福祉施設

町は公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて、必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ　民間社会福祉施設

町は県と連携し、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、町は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等)のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

（２）緊急連絡体制の確保

町は社会福祉施設に、災害時に必要な情報を確実に連絡できる通信手段の体制づくりに努める。

（３）社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

（４）夜間体制の充実

町は県と連携し、社会福祉施設の責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導する。

（５）土砂災害危険箇所の情報提供等

町は、県と連携・協力して、土砂災害を受けるおそれのある避難行動要支援者関連施設の管理責任者に対し、土砂災害危険箇所及び避難場所、土砂災害の前兆現象の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

（６）防災教育・訓練の充実

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

４　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

（１）「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

町は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

（２）一時避難のための配慮

町は、震災等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、一時避難が可能なよう配慮する。

５　在町外国人に対する対策

（１）外国人への防災知識の普及

町は、県と協力して自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成１３年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）に努める。

（２）地域等における安全性の確保

外国人（日本語の理解が十分でないもの）においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教

育を実施するよう指導する。

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加経験が少ない者もおり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

（３）災害時外国人サポーターの確保

町は、災害時に外国人（日本語の理解が十分でないもの）に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

（４）災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、町は食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の現物備蓄と流通備蓄調達体制を整備する。

１　食料、生活必需品等の備蓄、調達体制の整備

（１）町民の備蓄推進

町民は災害発生から２～３日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品のほか、３日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

町は、防災マップ、広報紙、インターネット等各種媒体を通して町民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

（２）町の備蓄推進

町は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または、避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

さらに、防災関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町村との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料、及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

今後、県の地震被害想定等を参考に目標数量を設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

（３）備蓄体制の整備

町は緊急に必要となる次のような食料や生活必需品等を災害物品備蓄倉庫及び那須消防署を中心に現物備蓄する。

〇備蓄品目

飲食料	水、アルファ米、かゆ、ソフトパン等
生活必需品	毛布、ふとん、懐中電灯等

（４）食料及び生活必需品の調達体制の整備

災害発生時に必要な食料及び生活必需品の調達体制の整備を図るため、卸売業者、小売業者等と食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結を推進する。

〇調達品目

食料	弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳　等
生活必需品	肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品　等
光熱材料	灯油、ポリタンク、ＬＰガス、コンロ、木炭　等
要配慮者等用	特別用途食品、粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ　等
医薬品	衛生材料、救急医療セット　等

（５）企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、２～３日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

２　医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

町は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の備蓄体制を整備する。

３　防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、地域の実情に応じ必要とされる資機材を中心に備蓄、調達体制を整備する。なお、必要に応じ、近隣市町村との共同備蓄の推進に努める。

４　物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

５　物資の供給体制及び受入れ体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第６節　震災に強い町づくり

震災に強い町づくりを行うため町は、国、県等の都市整備に関係する各種機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備を推進し、総合的な施策を展開する。

１　防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

２　都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、都市計画マスタープランに基づき、災害に強い、安全性の高いまちづくりを推進する。

また、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

３　防災活動拠点となる施設の整備

国、県、町等の関係機関は相互連携により、土地区画整備事業等による都市基盤整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

４　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

○防災拠点

	災害対策活動拠点	災害対策拠点病院
町	・役場本庁（災害対策本部） ・那須消防署 ・道の駅 東山道伊王野 ・道の駅 那須高原友愛の森	
県	・県本庁舎等（県災害対策本部・支部） ・市町本庁舎（市町災害対策本部） ・大規模公園等（広域災害対策活動拠点） ・県立高校（地域災害対策活動拠点）	・那須赤十字病院ほか

（１）災害対策活動拠点の整備

災害対策における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

（ア）建築物の耐震化

災害対策の拠点となる庁舎については、建て替えに合わせて、計画的に耐震化を推進する。

（イ）耐震性貯水槽・防火水槽

災害対策拠点や避難所等に計画的な整備促進を図る。

（ウ）備蓄倉庫

災害対策活動拠点の庁舎等において、食糧や毛布等の生活必需品の計画的な備蓄を促進するため備蓄倉庫の整備を図る。

（２）公園の整備

町は食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

（３）その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

５　再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、町及び県(環境森林部・その他各部局)は、太陽光や小水力などに恵まれているという本県の地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

６　臨時ヘリポートの整備

県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、施設等の管理者と協議して選定し、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき県に報告を行う。

第７節　土砂災害・山地災害予防対策

大規模な地震を誘因とした土砂災害から町民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令に基づき計画的な災害予防対策を実施する。

１　土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）から町民の生命、身体及び財産を守るため「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）」（土砂災害防止法）に基づき、町及び県は連携して次の対策を実施する。

（１）基礎調査の実施

県は、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策実施後、区域の見直しが必要な箇所にあっては、再度調査を実施する。

（２）土砂災害警戒区域の指定等

ア　県は、町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

イ　町は、警戒区域の指定があった場合、町地域防災計画において、警戒区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

なお、具体的には次に掲げる事項を定める。

（ア）土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒危険箇所

（イ）避難勧告等の発令基準

（ウ）避難勧告等の発令対象区域（自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位）

（エ）雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象又は近隣の災害発生等の情報の収集及び伝達体制

（オ）土砂災害に対して安全な避難所とその開設・運営体制又は避難所開設状況の伝達体制

（カ）要配慮者への支援に関する事項

（キ）住民説明会、防災訓練又は防災教育等に関する事項

ウ　町は土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒区域内の住民及び要配慮者利用施設に配布する。

（３）土砂災害特別警戒区域の指定

県は、町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

ア　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限

イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ　土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ　勧告による移転者への融資、資金の確保　等

（４）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除

ア　土砂災害警戒区域の解除について

見直し調査や土地の区画形質変更等により、土砂災害の発生原因が消滅した場合、或いは地形の状況により明らかに土砂等が到達しない範囲が指定地内に認められた場合などに限り、土砂災害警戒区域の全部又は一部について解除する。

イ　土砂災害特別警戒区域の解除について

砂防事業等による対策工事、開発工事に関する対策工事の完了等により、土砂災害防止の観

点から、土砂災害特別警戒区域内の土地の安全性が確保され、指定の理由がなくなった場合、土砂災害特別区域の全部又は一部について解除する。

２　地すべり防止対策

地すべり危険箇所の実態調査、防止工事、指定区域の管理については「地すべり等防止法」（昭和３３年法律第３０号）により県が行うこととなっている。

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

〇危険状況判断のための着眼点

・降雨量、積算雨量等の増加
・湧水や地下水の濁り、増加、変動等
・地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湧水や湿地の発生等
・擁壁や舗装道路等のクラック
・落石や小崩落の発生等

３　山地災害防止対策

山地災害危険地区は山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区に分かれており、県はこれらについて地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。

町は、県と協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、災害時における被害防止の未然防止及び被害の軽減を図るため危険箇所について点検を行う。

資料２－４　山地災害危険地区（県環境森林部所管）一覧表

４　急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険箇所に対して、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）」に基づき、その対策を順次実施している。

（１）危険箇所の実態調査

町及び県は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

（２）急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の所有者、管理者、占用者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

（３）土地所有者等に対する防災措置

ア　土地所有者等に対する指導

町は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県は、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、町と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

イ　融資制度の周知

町及び県は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

（４）住民等への周知

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

〇危険状況判断のための着眼点

・降雨量、積算雨量等の増加
・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
・斜面にはらみ、割れ目がみられる
・小石が斜面からばらばらと落ち出す

５　土石流防止対策

栃木県の土石流危険渓流は、県下全域に分布しており、これらの土石流の危険渓流防止対策については、昭和５７年９月７日付け建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿い、「砂防法（明治３０年法律第２９号）」に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を順次実施しており、併せて土石流危険渓流及び土石流危険区域の周知、警戒避難体制の整備推進を図っている。

（１）砂防指定地の指定

県は、砂防法第２条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

（２）砂防工事の推進

県は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を推進する。

（３）警戒避難体制の確立

県は、警戒避難体制の確立を図るため、土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備について、関係市町を指導する。

（４）住民への周知

町は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県（県土整備部）及び町は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

〇危険状況判断のための着眼点

・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
・渓流の流末が急激ににごりだした場合や流木がまざりはじめた場合
・降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
・渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

資料２－３　地すべり危険箇所（県県土整備部所管）一覧表
資料２－４　山地災害危険地区（県環境森林部所管）一覧表
資料２－５　急傾斜地崩壊危険箇所
資料２－６　土石流危険箇所渓流

第８節　農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるために、県、町、関係施設等の管理者は、施設整備等の予防対策を実施する。

１　農地、農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県の補助事業により改善するよう指導する。

（１）管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（２）施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

２　農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水期、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

３　用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第９節　地震情報収集体制

地震発生時において震度情報を確実に収集し、早期の対策に役立てるため、町は地震情報収集設備の維持管理に努める。

１　宇都宮地方気象台の観測及び情報伝達

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行うこととなっている。

また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ的確に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努めることとなっている。

○気象庁が発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

情報の種類	発表基準	内　　容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。 地震が多発した場合、震度１以上を観測した地震の回数を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

（伝達経路）

宇都宮地方気象台　→　栃木県（消防防災課）　→　那須町、消防本部

○気象庁が発表する緊急地震速報の種類

種類	発表する条件	内 容
緊急地震速報 （警報） （地震動特別警報） （地震動警報）	地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予測され、栃木県に震度４以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、震度４以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名 震度６弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。
緊急地震速報 （予報） （地震動予報）	最大震度３以上又はマグニチュード３．５以上等と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。 （機器制御などの高度利用者向けとして提供）	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震の規模(マグニチュード)の推定値 ＊予測される最大震度が震度３以下 ○予測される揺れの大きさの最大予測震度 ＊予測される最大震度が震度４以上 ○地域名 ○震度４以上の地域の予測震度 ○大きな揺れ（主要動）の予測到達時刻

※　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

２　震度情報ネットワークの管理

町は、県が、県内各地の震度情報（検出時刻、計測震度、震度階級、最大加速度等）をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の応急対策を実施する体制を確立するため、平成８年度に庁舎内（１階）に整備した「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理について必要な協力を行う。

第１０節　情報通信・放送網の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各種通信事業者及び放送事業者は災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

１　町防災行政無線の運用

町は、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難勧告・指示の伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を利用し、円滑な災害情報の伝達を図る。

資料２－９　防災行政無線（移動系）配備一覧
資料２－10　防災行政無線（同報系）配置一覧

２　栃木県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県防災行政ネットワークの運用について、震災によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するために万全を期す。

（１）栃木県防災行政ネットワークの概要

ア　地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と移動無線（移動系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図る。

イ　県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関１２８箇所を基本的に衛星系と移動系で整備している。

ウ　衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。

エ　危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部等に気象データの提供や地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

３　その他の住民伝達手段の整備

町は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、携帯電話等による緊急速報メール、登録制メール、テレビやインターネット等によるＬアラートの活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

第１１節　避難体制の整備

町は、災害発生時に危険区域にいる住民及び旅館、ホテル等の利用者の混乱を少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難者安全確保に努める。
また、避難に関する知識を町民に対し周知徹底する。

１　指定緊急避難場所の指定及び指定避難所の指定

（１）指定緊急避難場所の指定

町は、発生しうる災害の想定や東日本大震災における経験を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定を行う。また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合（４）に記載の事項に留意し適切な整備または、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに県（県民生活部）に対して報告を行う。

ア　指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

（ア）災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

（イ）災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

（ウ）安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

（エ）地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であることに加え、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ　町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

（２）指定避難所の指定

ア　町は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所を平常時から事前に必要数指定する。

イ　指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

（ア）被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

（イ）速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

（エ）物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

ウ　避難所の指定については、上記（イ）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

（ア）原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

（イ）耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

（ウ）生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

（エ）緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

（３）　福祉避難所の指定

ア　町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別

な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

イ　指定にあたっては、（２）に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

・　耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

・　要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ　福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

（４）避難所の整備

町は、避難場所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことを推進する。

○　整備にあたっての留意事項

ア　避難収容施設において、耐震性を確保すること

イ　電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること

ウ　放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

エ　換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めること（特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする）

オ　帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化、誘導標識、案内板等の設置に努めること

カ　外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること

キ　食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。

ク　要配慮者 の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。

ケ　要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。

コ　体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。

サ　通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。

シ　必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

ス　安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

資料２－11　那須町の指定避難所及び指定緊急避難場所

２　避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を期するため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に努め、企業、事業者等はこれに協力する。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○主な周知方法

・自主防災組織等を通じた周知
・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
・防災マップの配布による周知
・広報紙、インターネットによる周知
・ＮＴＴハローページ（レッドページ）による周知

３　避難伝達手段の整備

町は、地震発生後のがけ崩れや火災延焼が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線、エリアメール等を中心とした通信設備の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。

特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

４　避難体制の確立

（１）各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制の確立に努める。

ア　地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと
イ　地区の実態に応じ、避難経路を２箇所以上選定しておくこと
ウ　避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること
エ　避難経路となる道路の安全性の向上に努めること
オ　避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること

（２）避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア　避難行動要支援者対策

町は、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生・児童委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、県（保健福祉部）及び町は、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

イ　帰宅困難者対策

・帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

・栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、市町、鉄道事業者は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

同会議は、県が主宰する。

・避難場所等の確保

鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を実施しておくよう努める。

（ア）バス等による代替輸送及び併行社線との振替輸送等の計画の策定

（イ）帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備

（ウ）飲料水及び非常食の備蓄

（エ）町、県、県警察と連携した避難誘導体制の整備

町は、あらかじめ鉄道事業者が想定する帰宅困難者数を収容できる避難場所を確保するものとし、併せて必要となる飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。

県は、市町が行う予防対策への支援を行う。

企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資を一定量備蓄するよう努める。

・帰宅困難者の輸送手段の確保

町は、鉄道事業者からの帰宅困難者の輸送要請に備えて、帰宅困難者の滞留場所から避難所までの輸送についてあたかじめ定めておく。

・町民への事前周知

町は、町民がとるべき帰宅困難者対策をあらかじめ整理し、ホームページ等に掲載するとともに、県等の関係機関の協力を得て町民に事前周知を図る。

鉄道事業者は、利用客に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図るものとする。

企業や事業所等又は学校は、帰宅困難者の発生に備えて、従業員又は児童・生徒に、「大規模震災が発生したときは、見通しのないまま帰宅を開始しない」等必要な帰宅困難者対策の周知に努める。

ウ　不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町、消防本部及び警察は、デパート、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

５　避難場所管理・運営体制の確認

町は、避難場所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への通信手段、方法等を確認しておく。

資料２－19　避難所運営の手引き

６　防災拠点の種類

○防災拠点

	災害対策活動拠点	災害対策拠点病院
町	・役場本庁（災害対策本部） ・那須消防署 ・道の駅 東山道伊王野 ・道の駅 那須高原友愛の森	
県	・県本庁舎等（県災害対策本部・支部） ・市町本庁舎（市町災害対策本部） ・大規模公園等（広域災害対策活動拠点） ・県立高校（地域災害対策活動拠点）	・那須赤十字病院ほか

７　災害対策活動拠点の整備

災害対策における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

（１）建築物の耐震化

災害対策の拠点となる庁舎については、建て替えに合わせて、計画的に耐震化を推進する。

（２）耐震性貯水槽・防火水槽

災害対策拠点や避難所等に計画的な整備促進を図る。

（３）備蓄倉庫

災害活動拠の庁舎等において、食料や毛布等の生活必需品の計画的な備蓄を促進するため備蓄倉庫の整備を図る。

第１２節　火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害未然防止・被害軽減のため、町は消防機関と連携して火災予防の徹底に努める。
また、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町は平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

１　火災予防の徹底

（１）地域住民に対する指導

町、消防本部、消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震等における火災の防止と消火の徹底を図る。

（２）防火管理者の育成

消防本部は防火管理者に対し、消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

（３）火災予防運動の実施

町は、消防関係機関と連携し、春季・秋季の全国火災予防運動期間中においてポスターの掲示、防火ちらしの配布等の活動を実施し、防火思想の普及と知識の啓発による防火体制の強化を図る。

（４）火災気象通報の発令

町は、宇都宮地方気象台より火災気象通報が発表され、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防機関と連携し火災予防の徹底を図る。

２　消防力の整備強化

（１）消防組織の充実強化

町は「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の確立に努める。

特に団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質向上を図る。

（２）消防施設等の整備充実

町は「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するように、年次計画を立て、その推進を図る。

（３）消防水利の確保・整備

町は「消防力の整備指針」等に適合するように、消防水利の整備充実について年次計画を立て、その推進を図る。

また、大規模地震では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利の確保に努める。

ア　消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

イ　耐震性防火水槽・防火水槽等の整備

町は庁舎等の災害活動拠点、公立学校等の避難場所について、必要に応じ耐震性貯水槽、防火水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

また、町は県と連携を図り、耐震性防火水槽等の計画的な整備を促進する。

ウ　河川水の緊急利用

本町を流れる小河川を中心に、流水利用についての調査、検討を行い、河川水の有効利用方策の整備を図る。

３　消防訓練の実施

町は、消防活動の円滑な遂行を図るためホテル・旅館等の建物火災及び林野火災の発生を想定した消防訓練を実施し、消火、救出・救助、避難誘導等の応急活動訓練を実施する。

４　救急・救助車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

５　地域防災力の向上

消防本部は各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

６　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第１３節　医療救護・防疫体制の整備

大規模な災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護・防疫活動を実施できるよう、平常時から初期医療体制及び後方医療体制・防疫体制の整備・充実を図る。

１　初期医療体制の整備

町は、県（保健福祉部）及び医療関係機関と連携し初期医療体制の整備を図る。

（１）消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成する。

（２）救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

（３）救護班の編成及び出動体制を確立する。

（４）管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

（５）救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する者に対し、適切な医療を行うため、後方医療体制の整備を推進する。

２　広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

災害時における医療救護活動等を行う上で不可欠な情報収集を迅速に行うため、国、県、町、医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を整備しており、これを活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

３　災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、医療機関は、病院防災マニュアルを作成し、当該マニュアルに基づき、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努めるものとする。

４　防疫体制の整備

町は、県及び医療関係機関と連携し防疫体制の確立を図る。

（１）防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、県（健康福祉センター）への要請が迅速に行えるよう、連絡方法、要請手段の確認等必要な準備を整えておく。

（２）被災地において感染疾患者または病原体保有者の発生に備え、隔離施設の確保と収容体制の確立を図る。

第１４節　建築物災害予防対策

震災時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

１　民間建築物の耐震性の強化

（１）耐震診断、耐震改修の促進指導

町及び県（県土整備部）は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物等について、県耐震改修促進計画により策定された既存建築物の耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

（２）耐震性に関する知識の普及

町及び県（県土整備部）は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

２　公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または、避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

（１）役場庁舎等の整備

町は、災害対策の中枢施設として重要な役割を担う本庁舎等について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

（２）学校校舎

町教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア　校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建設された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ　設備・備品等の安全管理

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

（３）その他重要な防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

（４）町営住宅

町は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された町営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

３　一般建築物への予防対策

（１）ブロック塀等の倒壊防止

町は、県と連携し、ブロック塀等の倒壊防止のため、町民に対して十分な啓発活動を行い、安全対策を推進する。

（２）窓ガラス等の落下防止

町は、県と連携し、地震による落下物からの危害を防止するため、商店街における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下防止対策について、町民に対し啓発活動を行う。

（３）家具転落防止

町は一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転落や棚上げ物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、町民に対し家具等の安全対策の普及啓発を図る。

４　震災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、余震等による二次災害に対する安全性を確保するため、県と連携し、地震により被災した建築物について応急危険度判定を実施する体制の整備に努める。

第１５節　公共施設等災害予防対策

道路、上・下水道等の公共施設は、災害時における応急対策活動の実施や町民生活の安定に重要な役割を果たすため、震災時においてもその機能が確保できるよう公共施設の管理者は、耐震性を強化した施設整備に努める。

１　道路施設

災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

（１）道路の整備

災害時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

（２）橋りょうの整備

道路施設のうち橋りょうは被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、東日本大震災の教訓に基づいた「道路橋仕方書Ⅴ耐震設計編」（平成２４年３月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、既設橋りょうについても、震災点検結果等に基づき、補強等の対策が必要な橋りょうについては、緊急性の高い橋りょうから順次対策を実施する。

２　上水道施設

水道事業管理者は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

（１）書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく

（２）防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

（３）貯留水の確保

配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

（４）二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

（５）応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連絡に努める。

（６）応急復旧用資器材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資器材の備蓄に努める。

（７）重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

３　下水道施設

（１）施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

（２）危険箇所の改善

施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第１６節　文教対策

学校等は学校安全計画を定め、災害発生時の児童・生徒の安全対策に努める。

１　学校安全計画等の作成

本町にある小学校・中学校の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設整備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理を図る。

２　学校等の防災体制の確立

（１）事前対策の確立

校長等は、災害時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動等を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

（２）応急対策の備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（３）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

３　児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童・生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

（１）防災教育の充実

学校では学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア　自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

イ　支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役に立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

（２）避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（３）教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

４　社会教育施設の利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

町は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

（１）防災教育の充実

ア　社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ　防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ　災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

（２）避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

（３）職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第１７節　防災関係機関相互応援体制の整備

被災市町村、消防本部、県の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制並びに防災関係機関との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

１　市町村相互応援体制の整備

（１）災害時における市町村相互応援協定

町は、町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成８年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」をその後の市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上でその運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

（２）その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから町は県の区域を越えた市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

２　消防広域応援体制の整備

（１）県内消防相互応援体制の整備

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和５６年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

（２）栃木県広域消防応援計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県（県民生活部）と県消防長会で平成１６年４月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等災害発生時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

３　消防本部、警察との連携体制の強化

町は、大規模災害発生時において、消防本部、警察の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

４　ライフライン等関係機関との連携

町は、大規模な災害が発生した場合に、町民の安全と町民生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関の効率的な応急対策が実施できるよう業務内容や町との連携方法を確認し、さらには防災訓練を通じて町とライフライン等関係機関の連携を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。

第１８節　孤立集落災害予防対策

大規模地震発生時に土砂崩れや積雪による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、県、町及び住民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

１　現状と課題

本町では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が存在している。

孤立可能性地区で交通等の途絶が生じた場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、県及び町は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

２　孤立可能性地区の実態把握

町は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

３　未然防止対策の実施

（１）道路の整備

町、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

（２）土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

（３）通信手段の確保

町は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

４　発生時に備えた取り組みの実施

（１）連絡体制の整備

町は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

（２）避難場所等の確保

町は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

（３）緊急離着陸場の確保

町は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの離着陸に適した土地の確保に努める。

（４）孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

町及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進を支援する。

（５）住民への普及啓発

町及び県は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

（６）住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第５節１に記載の町民の備蓄量３日分に加え、１週間程

度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第１９節　災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要がある。

１　現状と課題

東日本大震災、平成27年９月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

２　災害廃棄物等の処理体制の整備

（１）町の対策

町は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

（２）処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

第２章　応急対策

第１節　活動体制の確立

町に大規模な地震が発生した場合、被災者の救出・救護等を迅速かつ的確に実施するため、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携した応急活動体制を確立する。

１　町の活動体制

災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、災害対策を迅速かつ的確に進めるべき必要な職員の活動体制を確立するとともに、災害の種類、内容等により次の配置をとる。

（１）注意体制（震度４の地震発生）

震度４の地震が発生した場合は、総務課職員（防災担当）は登庁し、注意体制として被害状況の収集等、次の措置を講じる。

ア　地震に関する情報の収集
イ　被害情報の把握
ウ　必要に応じて関係課等への通報
エ　必要に応じて町長等への連絡

（２）災害警戒本部の設置（警戒体制）（震度５弱・強の地震発生）

震度５（弱・強）の地震が発生した場合に、町は災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を自動的に設置し、次の災害対策業務を実施する。

ア　地震に関する情報の収集
イ　被害情報の把握
ウ　関係課等への通報
エ　町長等への報告
オ　災害情報に関する広報
カ　災害応急活動の実施・調整
キ　災害対策本部設置の検討

資料３－１　那須町災害警戒本部設置要綱

（３）災害対策本部の設置（非常体制）（震度６弱以上の地震発生）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

資料３－２　那須町災害対策本部条例

○地震における配備体制

震度	配備の種類	災害の様態	体　制	対　応
震度４	注意体制	小規模の災害の発生の恐れがある場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う。	総務課職員は直ちに登庁し、被害情報の収集にあたる。

震度	配備の種類	災害の様態	体　制	対　応
震度５弱・強	警戒体制	災害発生の恐れがある場合又は局地的な災害が発生し、拡大の恐れがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。	総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、学校教育課、保健福祉課職員は直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
震度６弱以上	非常体制	災害が拡大し、大規模な災害となる恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合。	災害対策本部が自動的に設置され、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が登庁し、災害応急対策を実施

（注）震度５弱・強の場合、被害の状況によっては警戒体制から非常体制へ移行する。

２　職員の動員

地震発生時において、配備体制の区分に従い、総務課長が次の参集基準で連絡することとする。（震度４以上）

○震度参集基準

震度　１	自宅待機
震度２～３	〃
震度　４	総務課職員登庁 （総務課長→総務課職員）
震度５弱・強	総務課、建設課、農林振興課、上下水道課、学校教育課、保健福祉課職員登庁 （総務課長→関係課長→関係課職員）
震度６弱・強	全職員登庁 （総務課長→全課（局）長→全課（局）職員または自ら登庁）
震度　７	全職員登庁 （総務課長→全課（局）長→全課（局）職員または自ら登庁）

３　休日又は勤務時間外の体制

日直者又は防災担当者は、消防本部その他からの通報により地震の発生があったときは、直ちに総務課長に連絡して指示を仰ぎ必要に応じて関係課長に連絡する。

第２節　災害対策本部の運営

災害対策本部（本部長・町長）は総括する事務局を総務課に置き全ての指揮命令は総務部で行う。また、災害対策基本法第２４条の規定に基づき、政府の非常災害対策本部が設置されたとき、及び県の現地災害対策本部が設置されたときは、お互いの情報交換を密にし、連携をとりながら迅速かつ最善の対策を行う。

１　災害対策本部の設置

那須町に地震災害が発生し、または発生の恐れのある場合で、災害の応急対策の必要があると認めるときは、災害対策基本法第２３条の２の規定に基づき、次の基準により那須町災害対策本部を設置する。

（１）設置の基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア　震度６弱以上の地震が発生したとき（自動的に設置）

イ　大規模な地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

ウ　町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準ずる災害が発生した場合で町長が必要と認めるとき

（２）設置の決定

災害対策本部の設置は、町長が決定する。また、災害発生時に町長から設置についての命令指示等を受けることが不可能な場合は、次の定めにより災害対策本部を設置する。

ア　町長が不在の場合は、副町長の命により災害対策本部を設置する。

イ　副町長が設置の決定を下すことができない場合は、総務課長の命により災害対策本部を設置する。

（３）設置場所

災害対策本部の設置場所は那須町役場（本庁）内とするが、災害の発生状況及び被害状況によっては、災害対策活動拠点である那須消防署に設置する。

（４）解散の決定

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと町長が認めたとき解散する。

２　関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

（１）栃木県県民生活部危機管理課

（２）陸上自衛隊第１２特科隊

（３）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

（４）その他防災関係機関

３　災害対策本部の組織

（１）本部長等

災害対策本部は、町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とする。

（２）部の組織

災害対策本部条例第３条第１項に規定する部は別記第１（部及び班の組織及び事務分掌）の部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ班の欄に掲げる班を置く。

（３）部長及び班長

災害対策各部の部長は、本部長の命を受けて部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。

（４）現地災害対策本部の設置

災害の状況により、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

４　災害対策本部の運営

（１）業務

災害対策本部は次の防災業務を実施する。

ア　災害救助法の実施に関すること
イ　災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること
ウ　イで作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施、調整に関すること
エ　本部の活動体制に関すること
オ　国、県、他市町村、防災関係機関への応援要請に関すること
カ　自衛隊の災害派遣の要請、配備に係る調整に関すること
キ　災害救助法適用の県への申請に関すること
ク　災害広報に関すること
ケ　災害対策本部の解散に関すること
コ　その他重要な事項に関すること
サ　航空運用調整に関すること

（２）本部会議

ア　災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため、災害対策本部に本部会議を置く。
イ　災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員等をもって次により構成する。
ウ　本部会議は本部長が招集し、主宰する。
エ　本部長は特に必要があると認めるときは、本部会議の構成員以外の者に対し、本部会議の出席を求めることができる。

災害対策本部役職（担当職）	役　職
本部長	町　長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員（総務部長）	総務課長
本部員（総務部副部長）	税務課長
本部員（　　〃　　）	企画財政課長
本部員（　　〃　　）	議会事務局長
本部員（　　〃　　）	会計課長
本部員（救護部長）	保健福祉課長
本部員（救護副部長）	住民生活課長
本部員（　　〃　　）	環境課長
本部員（避難部長）	学校教育課長
本部員（避難副部長）	生涯学習課長
本部員（　　〃　　）	こども未来課長
本部員（給水部長）	上下水道課長
本部員（応急・復旧部長）	建設課長

災害対策本部役職（担当職）	役　職
本部員（応急・復旧部副部長）	農林振興課長
本部員（　　〃　　）	観光商工課長
本部員（　　〃　　）	農業委員会事務局長
本部員（　　〃　　）	ふるさと定住課長
その他本部長が出席を求めた者	

（３）事務局

本部に事務局を置く。事務局は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等を行い、事務局長に総務課長をもってあてる。

ア　本部連絡員

本部会議又は事務局と各部の連絡役として、事務局に本部連絡員を置く。本部連絡員は、次の業務を担当する。

（ア）職員動員の所属部班への伝達に関すること

（イ）所属部と事務局との連絡調整に関すること

（ウ）所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること

（４）各部班の事務分掌

本部の各部班ごとの事務分掌については、風水害等対策編第２章第２節４の（４）各部班の事務分掌に準じる。

資料３－３　災害対策本部組織図

５　指揮命令系統

町長不在時において、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、次のような指揮命令系統の確立を図る。

（１）町長の意思決定

町長不在時の場合は副町長、副町長不在時の場合は教育長が意思決定を行う。

（２）本部会議運営

本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）、事務局長（総務課長）の順位で本部会議の運営を行う。

資料３－４　災害対策本部指揮系統図

６　業務継続計画（震災対策編）

町は、大規模な地震により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下において、応急業務等を実施するとともに、中断することができない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定して、優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を選定し、必要な人員や資源の確保策等をあらかじめ検討・準備する。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

７　業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の

策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、町は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要６要素について定めておく。

第３節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断のため、町は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

１　２４時間情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を２４時間体制で迅速、適切に実施する。

（１）緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員（防災担当）は災害発生後、速やかに登庁し、被害情報の収集、防災関係機関との連絡調整にあたる。

（２）連絡体制

町は栃木県防災行政ネットワークを活用し那須地区消防本部、宇都宮地方気象台からの地震に関する情報を２４時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

（３）携帯電話等の配備

災害対策関係職員（防災担当）に対して携帯電話等を配備し、防災メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ＩＣＴ技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

２　被害状況等の情報収集・伝達

町は防災行政無線、消防無線、無人航空機（ドローン）等の活用、職員の巡回等により、次に掲げる項目に留意しながら災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努め、県防災行政ネットワーク等により県、防災関係機関に伝達する。

（１）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
（２）降雨、降雪、河川水位、ダム、湖沼の水位状況
（３）住民の生命財産の安否状況、住民の避難状況
（４）人畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
（５）上下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
（６）要配慮者利用施設の被害状況

（要配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

（７）消防、水防等の応急措置の状況
（８）食糧、その他緊急に補給すべき物資、数量
（９）衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
(10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
(11) その他法令に定めがある事項

３　被害状況の報告

（１）町は災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、震度５強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

（２）町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料３－５　栃木県火災・災害即報要領

○報告先

県への報告	**１　栃木県県民生活部危機管理課** ・県防災行政ネットワーク ５００－２１３６ ５００－２１４６（ＦＡＸ） ・ＮＴＴ回線 ０２８－６２３－２１３６ ０２８－６２３－２１４６（ＦＡＸ） **２　栃木県県民生活部消防防災課災害対策本部室** ・県防災行政ネットワーク ５００－７１３１ ５００－７１９０（ＦＡＸ）
国への報告（震度５強以上に該当する場合）	**１　勤務時間内（消防庁応急対策室）** ・ＮＴＴ回線 ０３－５２５３－７５２７ ０３－５２５３－７５３７（ＦＡＸ） ・地域衛星通信ネットワーク（平日9時30分～18時15分） 発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３ 発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３（ＦＡＸ） **２　夜間・休日（消防庁宿直室）** ・ＮＴＴ回線 ０３－５２５３－７７７７ ０３－５２５３－７５５３（ＦＡＸ） ・地域衛星通信ネットワーク 発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２ 発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６（ＦＡＸ）

４　通信手段の確保

自然災害に関する情報の迅速、的確な収集・伝達を実施するため、町は県、防災関係機関における各種通信手段の確保を図る。

○通信手段の種類

区分	通信手段	説　　明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
市町防災行政無線		市町の地域において災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備

区分	通信手段	説　　明
ＮＴＴ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する）
	非常・緊急通話用電話	災害時において、災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
NTTﾄﾞｺﾓ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防関係の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局無線
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

５　通信手段の利用方法

（１）町防災行政無線

災害発生時時において迅速な情報伝達を確保するため防災行政無線（同報系・移動系）を利用する。

資料３－６　防災行政無線（移動系）体系図

（２）県防災行政ネットワークシステム

災害に関する情報を県及び防災関係機関に迅速に伝達するため栃木県防災行政ネットワークシステムを利用し情報の適時・的確な収集・伝達を図る。

○主な防災関係機関

機　関　名	発信特番	発信局番	番　号
那須町総務課	９８（衛星）	６４５	３２１・３２３
栃木県県民生活部危機管理課	〃	５００	２１３６（災害）
宇都宮地方気象台	〃	７０１	０２
陸上自衛隊第１２特科隊	〃	７０２	０２
大田原土木事務所	〃	５３３	７００５
県北環境森林事務所	〃	５０６	２９１２
日本赤十字社栃木支部	〃	７０３	０２
東京電力パワーグリッド（株）栃木北支社	〃	７０８	０２
東日本電信電話（株）栃木支店	〃	７１０	０２

６　公衆電気通信設備の利用

災害時には電話が著しく混み合い、電話がかかりにくくなることが予測されるので、「災害優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等の措置を行う。

（１）災害時優先電話の利用

災害時、電話のかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

（２）衛星携帯電話の利用

町は、災害時において通信の途絶を防止するため、町内の地域孤立が予想される地区に衛星携帯電話を設置している。一般加入電話の途絶に際しては、この無線電話を利用し、通信の確保を図る。

第４節　災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用し、法に基づく応急的な救助の実施を行う場合、町は県の補助機関として救助を行う。

１　実施体制

災害によって一定規模以上の被害が生じた場合、被災者に対する災害救助法に基づき、被災者に対し応急的な救助を実施する。

町は県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

２　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害による被害が、次に掲げる基準（災害救助法施行令第1条第１項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、県は災害救助法を適用し救助を実施することを決定する。

町は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

（１）住家等への被害が生じた場合

ア　当該市町において住家が減失した世帯数が下表に掲げる数以上のとき（１号基準）

イ　当該市町において住家が減失した世帯数が下表に掲げる数の２分の１以上で、かつ県全体で住家の減失世帯数が、１，５００以上のとき。（２号基準）

ウ　当該市町において住家が焼失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家の減失世帯数が、７，０００以上のとき。

エ　当該市町において住家が焼失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき（３号後段基準）

（ア）当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（イ）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（２）生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき（４号基準）

ア　当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ　当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること

ウ　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

○市町村災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口	減失世帯数
5,000人未満	３０世帯以上
5,000人以上15,000人未満	４０世帯以上
15,000人以上30,000人未満	５０世帯以上
30,000 人以上 50,000 人未満	６０世帯以上
50,000 人以上 100,000 人未満	８０世帯以上

市町村の人口	減失世帯数
100,000 人以上 300,000 人未満	１００世帯以上
300,000 人以上	１５０世帯以上

３　災害救助法の適用手続

（１）次に掲げる程度の災害について、町は迅速かつ的確に被害状況を収集して県に報告する。

ア　災害救助法の適用基準に該当する災害

イ　大規模な被害は確認されないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ　他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ　災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ　その他特に報告の指示のあった災害

（２）町は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

（３）町は、消防防災関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

４　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、町長及び知事は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

〇救助の種類

（１）避難所の設置及び収容
（２）応急仮設住宅の供与
（３）炊出しその他による食品の給与
（４）飲料水の供給
（５）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（６）医 療
（７）助 産
（８）被災者の救出
（９）被災した住宅の応急修理
(10) 学用品の給与
(11) 埋 葬
(12) 死体の捜索
(13) 死体の処理
(14) 障害物の除去
(15) 応急救助のための輸送
(16) 応急救助のための労力

５　災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、町及び県は、下記により救助を実施する。

（１）県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を町長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第１７条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。

ア　町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。

イ　緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学

用品の給与等）であること。

（２）（１）により知事の権限の一部を町長が行うこととした場合を除き、町長は、知事の補助機関として救助を行う。

（３）町は、（１）による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、町長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

（４）救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和４０年５月１１日付け社施第９９号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

（５）救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第５節　避難対策

災害時における人的被害を軽減するため町は県、防災関係機関と連携して、適切な避難誘導を行う。
また、安全で迅速な避難の実行、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。
更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

１　実施体制

町長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県（県民生活部・県土整備部）は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が勧告、指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知する。

また、町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

２　避難の勧告・指示

（１）避難の勧告及び指示の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合において『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』に基づき降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報の基準等、今後の気象予想や、河川・土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して、必要な範囲の住民に対して発令する。

災害対策基本法に基づく避難について、町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

知事は、町長に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難勧告・指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア　水害が拡大し、浸水する住宅の危険が大きいと認められるとき
イ　火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
ウ　ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
エ　土砂災害の危険があるとき
オ　工作物等の倒壊の危険があるとき
カ　その他特に必要があると認められるとき

資料３－８　避難勧告等の判断・伝達マニュアル

（２）避難の勧告及び指示の内容

避難の勧告及び指示をする際は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

ア　避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　避難の理由

オ　避難時の注意事項

カ　その他の必要事項

（３）避難の勧告及び指示の種類

町は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のために立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、その地域の住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

○避難の勧告及び指示の種類

区分	実　施　者	措　置	実施の基準
避難の勧告	町長 ※災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 ※災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示	災害の発生により、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	町長 ※災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知事 ※災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	災害の発生により、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 ※地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事又はその命を受けた職員、水防管理者 ※水防法第29条	立ち退きの指示	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 ※災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	市町村が立ち退きを指示することができないとき又は市町長から要求があったとき

区分	実　施　者	措　置	実施の基準
避難の指示等	警察官 ※警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 ※自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第４条の避難の措置をとる

３　警戒区域の設定

（１）警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また警戒区域の設定には避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するために特に必要と認められる場合に行う。

（２）警戒区域の種類

町は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

〇警戒区域の種類

	実　施　者	措　置	実施の基準
１	町長 災害対策基本法 第６３条第１項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため、特に必要と認められるとき
２	消防団長、消防職員 水防法第２１条第１項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
３	消防吏員、消防団員 消防法第２８条第１項、第３６条第８項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
４	警察官 災害対策基本法第６３条第２項　他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	１、２、３の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
５	自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法第６３条第３項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	１、４の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第６３条第１項の措置をとる

４　避難勧告等の周知

（１）県に対する報告

町長が避難の勧告又は指示を発令したときは、総務課長は発令者、発令の理由、発令の対象区域、発令日時、避難先を明らかにし、記録するとともに、直ちに県（県民生活部）に報告する。

（２）関係機関への連絡

ア　町長が避難の勧告又は指示を発令したときは、避難場所として利用する施設の管理者に至急連絡し、協力を求めるほか、県の出先機関、警察署又は駐在所等に連絡し協力を求める。

イ　地域住民が避難のため隣接町内の施設を利用する場合及び避難の誘導経路として使用する場合等は、必要事項を連絡して協力を求める。

（３）住民への周知方法

避難の事前準備の勧告又は避難の勧告指示は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法による。特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

ア　町防災行政無線、拡声器等による広報

イ　町広報車による広報

ウ　町職員、消防団、自治会、自主防災組織等の組織を通じた個別訪問による伝達

エ　テレビ、ラジオ等報道機関による伝達

（４）避難伝達事項

避難の勧告・指示をする場合は、その避難先、場所名及び避難経路、勧告指示の理由を簡潔明瞭に伝え、その状況に応じて避難時の混乱を防ぐため、携行品の制限等、注意事項も同時に指示する。

５　広域避難所の設置

町は、地震発生時において、避難所が地震により倒壊している場合、又は火災の発生により当該避難所が危険と判断できる場合は、避難者を迅速に近隣の安全を確保できる広域避難場所に誘導する。

○広域避難場所

広域避難場所	住　所	面　積
那須小学校	那須町大字湯本201-1	13,254㎡
旧室野井小学校	那須町大字高久乙3371-3	11,975㎡
田代友愛小学校	那須町大字高久乙196-3	12,500㎡
那須高原小学校	那須町大字高久丙1482	7,894㎡
那須中学校	那須町大字高久丙1-1	19,350㎡
旧大沢小学校	那須町大字高久丙2799-6	16,460㎡
旧朝日小学校	那須町大字豊原丙1340	13,230㎡
学びの森小学校	那須町大字大島18-1	23,896㎡
高久小学校	那須町大字高久甲3358-3	10,112㎡
旧高久中学校	那須町大字高久甲3358-3	10,138㎡
旧田中小学校	那須町大字寺子乙1240-1	11,359㎡
黒田原小学校	那須町大字寺子乙3968-1	13,275㎡
那須中央中学校	那須町大字寺子丙92	9,572㎡
那須高等学校	那須町大字寺子乙3932-48	16,500㎡
旧芦野小学校	那須町大字芦野2160	16,217㎡
芦野山村広場	那須町大字1867-1	10,219㎡
東陽小学校	那須町大字芦野100	29,560㎡
旧伊王野小学校	那須町大字伊王野1542	10,315㎡

広域避難場所	住　所	面　積
伊王野山村広場	那須町大字伊王野884	8,162㎡
旧美野沢小学校	那須町大字蓑沢563-4	6,897㎡
中央運動公園	那須町大字寺子丙100	54,000㎡
余笹川ふれあい公園	那須町大字寺子乙2584-6	68,035㎡
道の駅 東山道伊王野	那須町大字伊王野459	21,800㎡
道の駅 那須高原友愛の森	那須町大字高久乙593	29,751㎡

６　避難の誘導

（１）住民の誘導

町は、住民が安全、迅速に避難できるよう、県警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に、要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

（２）徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

７　案内標識の設置

町は避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるような対策を講ずる。

８　避難所の開設

（１）町は地震等により家屋等に被害を受け又は受ける恐れがある者で避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため避難所を設置する。

（２）町は指定避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉避難所を開設し、受入れる。

（３）町は避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し保護する。

（４）町は避難所を開設したときは、各避難所に避難部の職員を配備させ災害対策本部との連絡調整を図る。

（５）町は、開設している避難所については、リスト化に努める。

（６）町は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

（７）町は避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県（県民生活部）に報告する。

ア　避難所開設の日時、場所

イ　受入人員

ウ　開設期間の見込み

エ　その他必要事項

資料２－11　那須町の指定避難所及び指定緊急避難場所

９　避難所の運営

（１）町は自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、ＮＰＯ法人・ボランティア団体等の協力を得て、避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身

が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

（２）町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者、外国人等への情報伝達においては音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

（３）町は避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

（４）町は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（５）町は警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

（６）町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（７）町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

（８）町は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

（９）町は避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部との情報連絡を行う。

（10）町は各避難所の運営にあたり次の記録をとる。

ア　収容者名簿の作成

イ　収容期間の状況

ウ　転出先の把握

エ　食料、物資の配給状況

１０　要配慮者への日常生活の支援

（１）要配慮者への日常生活の支援

町は県（保健福祉部）と連携し、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適切な調達と派遣による円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

（２）被災児童等への対策

町は県（保健福祉部）と連携し、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスを実施する。

（３）在県外国人への対策

町及び県（保健福祉部）は、被災により生じた要保護児童や要援護老人等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

１１　こころのケア対策

町は県と連携し、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

１２　帰宅困難者対策

（１）避難場所への誘導

町は、鉄道事業者と協力して、帰宅困難者を避難場所に誘導する。

（２）避難所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

１３　町民の広域避難等

（１）町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、町のみでは十分な避難者収容が実施できない場合、町は市町村応援協定により県内他市町村に応援を要請する。

（２）県域を越えた避難等

災害が大規模になり、県域を越えた避難・収容が必要と認められる場合、県（県民生活部）は、他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

１４　県外避難者の受入れ

（１）初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として避難所を開設する等、その受入に努める。

（２）避難者の支援

町は県（県民生活部、その他部局）と連携して、自主防災組織、自治会、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるものとする。

（３）県外避難者の地域コミュニティの形成

町は県（県民生活部）と連携して、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

１５　被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

ア　避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
イ　避難のための準備、伝達の方法
ウ　避難勧告、指示の伝達方法
エ　避難経路、誘導方法
オ　避難所の開設、運営方法
カ　避難に必要な準備、携帯品
キ　避難行動要支援者の避難支援の方法
ケ　その他必要事項

第５節の２　広域一時滞在対策

地震発生により被災した町民の生命・身体を保護するため、被災した町民の居住の場所を町の域外に確保する必要があるときは、町は県、防災関係機関と連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

１　制度概要

町は、町域で震災が発生し、被災した町民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した町民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県（県民生活部）と協議を行い、被災した町民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災町民の受入れについて協議することを求めることができる。

２　県内市町における一時滞在

（１）町の実施事項

ア　町は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災町民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

イ　町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）協議先市町からの通知の内容の公示

（イ）内閣府令で定める者への通知

（ウ）県への報告

ウ　町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）協議先市町への通知

（イ）内閣府令で定める者への通知

（ウ）広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

（エ）県への報告

（２）協議先市町の実施事項

ア　町から（１）アの協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

（ア）自らも被災していること

（イ）町民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

（ウ）地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

（エ）その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ　協議先市町は、アの正当な理由がある場合を除き、その市町域内において町民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定

める者に通知しなければならない。

ウ　協議先市町は、イの決定したときは、速やかにその内容を町に通知しなければならない。

エ　協議先市町は、町から（１）ウに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

３　県外における一時滞在

（１）町の実施事項

ア　町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

イ　町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

（イ）内閣府令で定める者への通知

ウ　町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

（ア）県への報告

（イ）県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

（ウ）内閣府令で定める者への通知

（２）県の実施事項

ア　県（県民生活部、以下この項において同じ）は、「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援総括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

イ　県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

ウ　県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

４　他都道府県からの協議

（１）県の実施事項

ア　県（県民生活部、以下この項において同じ）は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。

イ　県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

ウ　県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

（２）協議先市町の実施事項

ア　県から（１）アの協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住

民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

（ア）自らも被災していること

（イ）被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

（ウ）地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

（エ）その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

イ　市町は、アの正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

ウ　市町は、イの決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。

エ　市町は、（１）ウの県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

５　内閣総理大臣による広域一次滞在の協議等の代行

県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を内閣総理大臣が町に代わって行う。

また，町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、県に代わって内閣総理大臣が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

６　費用負担

（１）原則

被災した地方公共団体が負担する。

（２）災害救助法適用時

ア　被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ　県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第６節　相互応援協力・派遣要請

町は、自力による対策が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行い。また、自衛隊に対し、災害派遣の要請を行う。

１　市町村間の相互応援協力

町は応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害対策の万全を期す。

（１）「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援

災害が発生し、応急対策を実施するために必要な場合、町長はあらかじめ定められたブロック内の市町長又は必要に応じて他のブロックに対して応援要請を行う。

また、町長は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

〇市町村の区分

・北那須ブロック　那須塩原市、大田原市、那須町

〇応援ブロック

・北那須ブロック　日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック

（２）協定等に基づく相互応援

町は応急対策を実施するために必要な場合は各個別の相互応援協定等に基づき、他市町等に対して応援要請を行う。

（３）県への応援要請

町は応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

２　消防相互応援協力

栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊については、本章第７節に定めるところによる。

３　指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

（１）町は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策の万全を期する。

（２）町は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア　派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ　派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

４　ライフライン関係機関との連携

町は電気、電話などのライフライン等関係機関と連携のもと、ライフラインの迅速な復旧を図るためライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関と位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り次のような復旧方針の調整等を行う。

（１）町の災害応急活動との調整

（２）ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携

（３）復旧作業にあたって重機等の確保

５　自衛隊の派遣要請

（１）派遣要請の基準

ア　災害が発生し、町及び関係機関の努力にもかかわらず住民の安全、財産の保護が困難で事態の収集が不可能な場合

イ　災害の様相が異常で、特殊な装備等を持つ自衛隊の応援が必要な場合

（２）派遣要請の範囲

区　分	活　　動　　内　　容
１　被害状況の把握	車輌、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
２　避難の援助	避難命令が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
３　避難者等の捜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
４　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
５　消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。
６　道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
７　診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。
８　人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
９　被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
10　救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11　危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬等、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置、除去を実施する。
12　その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

（３）要請の依頼方法

ア　要請先

栃木県知事（県民生活部経由）

イ　要請方法

町は、県（県民生活部）に対して派遣に必要な事項を文書を持って依頼する。ただし、緊急を要する場合はとりあえず電話等によって依頼し、事後、所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第１２特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県（県民生活部）にその旨を通知する。

要請先	担当	電話番号	防災行政ﾈｯﾄﾜｰｸ
栃木県知事	危機管理課	028-623-2136	500-2136
陸上自衛隊第12特科隊	第３科	028-653-1551 （内線537）	702-02又は05

（４）災害派遣部隊の受入れ体制

ア　災害救援活動の調整

町は災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

自衛隊活動拠点・・・那須町中央運動公園、余笹川ふれあい公園

イ　資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ　宿舎のあっせん

町は災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ　経費の負担

（ア）自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。

ａ　派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

ｂ　派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ｃ　派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱水費、電話料等

（イ）自衛隊が負担する経費は概ね次のとおりとする。

ａ　派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

ｂ　写真用消耗品費

ｃ　派遣部隊の救援活動中に発生した損害（自衛隊装備に係るものを除く。）に対する賠償費

第７節　救急・救助及び消火活動

災害が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、町は地域住民、自主防災組織、消防防災関係機関と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

１　住民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

（１）関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

（２）初期救急・救助活動

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

（３）消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

２　救急、救助及び消火活動

町、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助、消火活動を実施する。

（１）救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は迅速かつ適切な救助活動を実施する。なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

（２）救護活動の実施

ア　町は、直ちに地元医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

イ　多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお特に重篤な負傷者については、ドクターヘリまたはドクターカーによる搬送を要請する。

ウ　重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療期間へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、栃木県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

（３）消火活動の実施

火災が発生した場合、消防本部は、消防団等関係機関と連携の下、「警防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア　現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ　無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ　飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するなど、飛火警戒にあたり第２次、第３次火災の警戒にあたる。

エ　消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

３　消防防災ヘリコプターの運航要請

町は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を実施するため県に対して栃木県消防防災ヘリコプターの要請を実施する。

栃木県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

（１）緊急運航の内容

ア　救急活動

（ア）被災地等からの救急患者の搬送

（イ）被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ　救助活動

被災者の捜索、救助

ウ　災害応急対策活動

（ア）被災状況等の調査、情報収集活動

（イ）食糧、衣料、その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送

（ウ）災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ　火災防御活動

（ア）林野火災等における空中消火活動

（イ）被害状況調査、情報収集活動

（ウ）消防隊員、消防資機材等の搬送

オ　その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

（２）町長等からの緊急運航の要請

災害等が発生した場合、町長又は所轄の消防本部の消防長は、住民の生命、身体財産を保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は県（県民生活部）に対し、栃木県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

４　消防相互応援

一の消防機関では対応できない大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

（１）「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」に基づく所定の手続きにより要請、出動する。

ア　第１次応援体制

受援消防機関（災害を受け栃木県広域消防応援隊による応援を受ける消防機関をいう。以下同じ。）の出動要請に対し、地区内の他の消防機関が応援出動する体制

要請手続：　消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、受援地区代表

機関代行に応援要請する。

イ　第２次応援体制

受援消防機関の出動要請に対し、県内の他の地区の消防機関が応援出動する体制

要請手続：①　消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）及び県（県民生活部）に応援要請する。

②要請を受けた県は、各消防機関の長に連絡する。

５　緊急消防援助隊

被災地消防機関（大規模災害又は特殊災害が発生した市町を管轄する消防機関をいう。）の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

（１）要請手続

ア　消防本部消防長は、町長及び那須地区消防組合長に報告の上、県に応援要請を行う。県は、当該要請を受けた場合、災害の状況及び県内の消防力を勘定の上、国に対し応援要請を行う。

イ　消防本部消防長は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援を行うものとする。

（２）指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

６　消防本部、警察、自衛隊との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、消防本部、警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出、救助活動を実施する。

第８節　医療救護活動

災害時には広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、町は県、医療機関等と連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

１　町の実施体制

町は、被災者に対する医療助産の計画の策定を行い実施する。

〇町の医療救護班の編成

町は、県に準じた救護班を編成する。

災害の状況により町のみでは対応が十分でない場合は、医師会、県、関係機関に協力を要請する。

２　県の実施体制

（１）県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもってあらかじめ、複数の医療職からなる救護支援班を編成する。

（２）災害拠点病院の救護班の編成

拠点病院において１班以上の救護班を編成する。

災害拠点病院（県北）・・・那須赤十字病院

（３）医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、支援班を編成する。

那須郡市医師会・・３班（医師１名、看護師４名、他に那須赤十字病院３班あり）

（４）ＤＭＡＴ指定病院の整備

ＤＭＡＴ指定病院においては、１チーム以上のＤＭＡＴを編成する。

那須赤十字病院・・３チーム

３　救護所の設置

県の救護班が出動したときは、町は直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所をあてる。

４　医薬品等の確保

救護に必要な医薬品、医療機器等については、備蓄しておくものとするが、一部医薬品については、医療機関及び販売業者の協力を得て在庫品の買い付けを行う。入手困難な場合は県に斡旋を依頼する。

５　災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

（１）対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

（２）内容

原則として救護班及び救護支援班によって医療救護を行う。

ア　診療

イ　薬剤、治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他の治療、施術

エ　病院、診療所への収容

オ　看護

（３）期間

災害発生の日から１４日以内。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また社会的混乱の著しい場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長する。

６　災害救助法による助産の基準

（１）対象

災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

（２）内容

ア　分娩の介助

イ　分娩前、分娩後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（３）期間

分娩した日から７日以内。ただし、上記１に準じ期間を延長することがある。

第９節　二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を講じる。

１　水害の二次災害防止

町は、地震発生後の降雨により河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

（１）水防機関の監視、警戒活動

降雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

（２）出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、町は、ただちに所管土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア　消防団が出動したとき

イ　水防作業を開始したとき

ウ　堤防等に異常を発見したとき(これに関する措置を含む)

（３）水防管理団体の非常配備

ア　水防管理者（町長）が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

（ア）水防管理者（町長）が自らの判断により必要と認める場合

（イ）緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

イ　本部員の非常配備

水防管理団体の本部（水防事務従事者）の非常配備については、本章第１節で定めた配備とする。

ウ　消防団の非常配備

（ア）待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

（イ）準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、消防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

ａ　消防団の部長以下団員は所定の詰所へ集合

ｂ　水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画の作成

ｃ　水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

（ウ）出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めたときは、ただちに管下消防団をあらかじめ定めた警戒配備につかせる。

ａ　第１出動

消防団員の少数が出動して、堤防の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険

箇所の早期水防等を行う。

b　第２出動

消防団員の一部が出動し水防活動に入る。

c　第３出動

消防団員の全部が出動し水防活動に入る。

（４）警戒区域の設定

地域住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

（５）住民に対する避難指示

水防管理者（町長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

２　土砂災害の拡大防止

（１）点検・応急措置の実施

町、消防機関等は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し、安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

（２）被災宅地危険度判定の実施

町は、二次的な地すべり、崖崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

（３）避難対策

町、消防は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第６節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

３　建築物・構造物の倒壊防止

（１）点検の実施

町は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う震災建築物応急危険度判定を実施する。

（２）二次災害防止

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第１０節　緊急輸送活動

被災者の避難、消火、救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、町は国、県、防災関係機関と連携して震災時の緊急輸送対策を実施する。

１　実施体制

被災者の輸送は、町が行うものとする。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

２　輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

（１）第１段階　救出救命期

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　国、県、町等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第２段階　避難救援期

ア　上記（１）の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

（３）第３段階　応急対策期・復旧復興期

ア　上記（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

３　輸送手段の確保

（１）町は地域の現状に即した車両等の調達体制を整備しておく。

（２）町は車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

（３）町は必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

ア　輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ　車両等の種類、台数

ウ　輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ　集結場所、日時

オ　その他必要事項

（４）町の保有車輌を総出動させるものとするが、不足する場合は次の応援を要請し輸送の確保を図る

ア　輸送業者

イ　輸送業者以外の住民
ウ　官公署又は公的団体
エ　自衛隊

４　輸送体制の確保

町は被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保する。

〇物資集積所の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、防災拠点整備計画に基づく広域・地域災害対策活動拠点（大規模公園、県立高等学校）を物資集積所とする。

広域災害対策活動拠点・・那須野が原公園　0287－36－1220　那須塩原市千本松801－3
地域災害活動拠点・・・那須高等学校　0287－72－0075　　那須町大字寺子乙3932－48

５　緊急輸送道路の確保

（１）緊急輸送道路の確保

町は県と連携を図り、県において指定している緊急輸送道路について、第１次緊急輸送道路から災害時の緊急輸送道路として確保に努める。なお、緊急輸送道路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路を確保する。

第１次緊急輸送道路・・・国道４号、東北自動車道
第２次緊急輸送道路・・・大子那須線、稲沢高久線
第３次緊急輸送道路・・・国道２９４号、那須高原線、大子那須線、黒磯棚倉線、那須西郷線、大田原芦野線、矢板那須線、伊王野白河線

（２）交通整理の実施

町は、災害時において、交通の混乱が発生するため、警察署に対し緊急輸送道路の確保について要請を行い、消防団員等の協力を得て交通整理を実施する。

６　臨時ヘリポートの確保

（１）緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

〇栃木県消防防災ヘリコプター　那須町離着陸場一覧

管　轄	離着陸場	区分
那須地区消防組合	那須消防署	場外
	町中央運動公園	場外
	余笹川ふれあい公園	緊急
	那須岳駐車場	緊急
	マウントジーンズスキー場 第１駐車場	緊急
	那須どうぶつ王国　駐車場	緊急

（２）自衛隊のヘリコプターの出動を要請した場合の町内の発着適地点（ヘリポート）は次の通りである。

〇ヘリポート

所在地	離着陸場	面　積	摘　要
寺子丙100	町中央運動公園	54,000㎡	大型可

所在地	離着陸場	面　積	摘　要
高久丙1－1	那須中学校	10,000 ㎡	大型可
寺子乙3932－48	那須高等学校	20,800 ㎡	大型可
芦野100	東陽小学校	29,560 ㎡	大型可
豊原丙1－1	矢の目ダム	10,000 ㎡	大型可

7　災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

（１）輸送の範囲

ア　被災者の避難のための輸送
イ　医療及び助産のための輸送
ウ　被災者の救出のための輸送
エ　飲料水の供給のための輸送
オ　救助用物資の輸送
カ　死体の捜索のための輸送
キ　死体の処理のための輸送

（２）実施期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

（３）費用の限度額

当該地域における通常の実費

第１１節　食料の調達・供給活動

町は被災者、災害応急救助従事者等に対する円滑な食料の供給を行うため、県、防災関係機関と相互に連携して供給体制を確立する。

１　実施体制

（１）被災者、災害応急救助従事者等に対する給食は原則として町が実施する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

（２）町及び県(県民生活部)は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

（３）町及び県（県民生活部・保健福祉部）は、要配慮者への配慮を考え、特別用途食品(難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品)や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

２　供給の対象

町は次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

（１）炊き出しによる給食を行う必要がある被災者

（２）ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会施設等の入居者

（３）災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

３　供給品目

町は食料の供給を必要とする者に対して次に掲げる食料の供給を行う。

なお、乳幼児に対しては粉ミルク等を供給するものとする。

（１）主食（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

（２）副食（生鮮野菜、食肉製品、調味料等）

４　食料の調達

町は食料の供給を実施するにあたり、町備蓄品及び町内外の小売業者から食料を調達するものとする。なお、供給が間に合わない場合は県に食料供給の要請をする。

５　避難所における配分方法

町は自治会及び自主防災組織等の協力を得て、次により配分を行う。

（１）自治会等ごとに班を定め、班を単位として配分を行う。

（２）配布場所を定め、定時の配分に配慮する。

（３）要配慮者を優先し、不平等が生じないよう配慮する。

６　炊き出しの実施

（１）実施方法

災害を受けない地域の婦人防火クラブ又は一般住民に対し炊き出しについての協力を要請し、避難所又はあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。

（２）実施場所

炊き出しは、町内小中学校の給食施設及び町内公共施設等で行う。

（３）食料の輸送

炊き出しを実施した調理実施場所から食料（主食）を各避難所への輸送を行う。

７　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

（１）対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ　住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

エ　旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

（２）内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア　食料の確保

災害救助米穀を必要とする場合で、県との連絡がつかない場合は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき、農林水産省生産局貿易業務課に災害救助米穀の供給を要請することができる。

イ　炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班を編成し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

（３）費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）

ア　主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ　副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ　燃料費（品目、数量について制限はない）

エ　雑　費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

（４）期間

災害発生から７日以内とする。（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、３日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第１２節　給水活動

災害のために、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

１　実施体制

被災者に対する給水活動は町が実施するものとする。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

２　給水の対象

災害により飲料水を得ることができない者を対象とする。

３　飲料水の確保対策

町は、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

４　補給水利の種別等

○主な補給水源

水　道　名	給水区域人口（人）	水　源	主な給水地区	1日最大給水量
那須上水道	11,080	フチバ水源他	湯本	14,923㎥
	9,590	小島・高津水源他	黒田原、芦野、逃室、他	4,666㎥
	50	大丸水源他	奥那須	1,006㎥
	4,610	大谷・大倉水源他	大谷、大沢、成沢、他	3,269㎥
	800	沼野井水源、	沼野井、稲沢	231㎥
	430	大畑水源	大畑、蓑沢	238㎥

５　基準給水量

（１）災害発生から３日目までは、生命の維持に最低限必要な水量として、１人１日３リットルの供給を行うものとする。

（２）災害発生４日目以降には、飲料水のほか炊事、洗濯、トイレなど最低生活水準を維持するための必要量として１人１日１０リットルの供給を目標とする。

（３）通常の生活に必要な水量を供給できるよう給水量の順次増大に努める。

６　給水活動

避難者及び被災者に対し飲料水の供給を次の方法により行う。

（１）給水タンク、その他の容器等を利用して、避難所、被災地に運搬供給を行う。

（２）消火栓に仮設給水栓を設置して、応急給水を行う。

（３）地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の供給を行う。

７　広報活動

断水地区に対しては断水状況、復旧予定、応急給水場所等について広報車等により広報を行う。

８　給水施設の応急復旧

水道施設のある場所が被害にあったときは速やかに復旧に努める。

９　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

（１）対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（２）費用の限度

水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

（３）期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で、飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第１３節　生活必需品等の供給

被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図るため、町は県、防災関係機関と相互に連携して、生活必需品の調達、供給体制を確立する。

１　実施体制

被災者に対する生活必需品等の供給は町が行う。

町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

２　供給の対象

災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

３　生活必需品等の確保

町は、販売業者との協定等により生活必需品を調達し供給する。

町において調達することが困難な場合は、県に生活物資の供給を要請する。

４　救助物資集積場所

町は、県及び各市町村等から搬送される救援物資の集積場所をあらかじめ定め、その所在地を関係機関に周知し、物資の集積及び配分を行う。

５　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用される場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は次の基準により行う。

（１）対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（２）給与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）

ウ　身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

エ　炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

オ　食器（茶碗、皿、箸等）

カ　日用品（石鹸、歯みがき用具、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）

キ　光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

ク　要配慮者（高齢者、障害者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

物資の確保、市町村までの輸送は県が行う。また被災者への支給は町が実施する。

（３）費用の限度

災害救助法細則で定められた額以内とする。

（４）給（貸）与期間

給与は災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。ただし、交通機関が途絶え、物資の購入が困難であるような大規模な大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長する。

第１４節　農林業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設に応急対策を実施し、早期の営農林体制の再開を目指す。

１　被害状況の把握

町は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所）に報告する。

２　応急対策の実施

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

（１）地震発生後の降雨等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（農政部、環境森林部）、町等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

（２）土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

（３）集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路を優先的に障害物除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

（４）ダム、ため池等の施設管理者は、気象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

（５）施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視より、危険防止の措置を講じる。

３　県・町の対応

町は県と連携し、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

第１５節　保健衛生活動

被災地域における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる、心身の不調や感染症に対処するため、町は県、関係機関と協力して保健衛生対策の的確な実施を図る。

１　実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。

町のみで実施が困難な場合は、県、近隣市町村等に応援を求めて実施する。

２　実施方法

町は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう検病調査、健康診断の実施を担当する検病班（救護第１班）並びに避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う衛生班（救護第３班）を編成し、適切な感染症予防活動を実施する。

また、町のみでは対応が困難である場合、県（保健福祉部）に、応援の依頼を行なうとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

（１）検病調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に発病状況・健康調査を実施し、患者、保菌者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行なう。

（２）消毒の実施

被災した井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

（３）飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

（４）予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、感染症予防対策について指導を行なう。

第１６節　遺体の捜索、処理、埋葬活動

大規模災害による被災地の人心の安定を図るため、町は防災関係機関の相互連携により死者、行方不明者の捜索、処理、埋葬を速やかに行う。

１　遺体の捜索

（１）実施体制

遺体（災害により行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の捜索は、町が警察、消防等の関係機関の協力のもとに実施する。

（２）実施方法

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

なお、町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県（県民生活部）に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア　対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ　費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

２　遺体の収容・処置

（１）実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、４の対策のとおり）を行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

（２）実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア　医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ　身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ　捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア　対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。）を行うことができない場合に行うものであること。

イ　内容

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（イ）遺体の一時保存

（ウ）検案

ウ　費用の限度

次の範囲内において行うこと。

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和３５年５月２日栃木県規則第３５号）で定められた額以内とする。

（イ）遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

ａ　遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

ｂ　遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

（ウ）検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ　期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

３　遺体の埋葬

（１）実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。

（２）埋葬の実施方法

ア　民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ　災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県（保健福祉部）の協力を得て応急仮設火葬場を設置する。

ウ　縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア　対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

イ　費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

（ア）棺（付属品を含む。）

（イ）埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

（ウ）骨つぼ及び骨箱

ウ　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ　遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

（ア）遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担。）する。

（イ）遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、（ア）に準じて実施する。

４　動物保護管理対策

（１）実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、町は、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

（２）実施方法

ア　動物の被災状況等について情報を収集する。

イ　被災動物の救助を行うと共に、必要に応じ搬送のうえ一時保護する。

ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理台帳の活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やＦＡＸを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

５　死亡獣畜の処理

（１）実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行なう。

（２）実施方法

ア　死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ　死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

（ア）移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法での埋却又は焼却処理を行う。

（イ）移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理を行う。

（３）処理方法

ア　埋　却

死体を入れてなお地表まで１ｍ以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ　焼　却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

（約１ｍの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

第１７節　障害物等除去活動

被災住民の生活の保護と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、町は県、道路等の管理者、防災関係機関と連携し、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物を除去する。

１　住居内障害物の除去

（１）実施体制

家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ、近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

（２）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

ア　対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

イ　内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

ウ　費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則第２条で定める額以内。

エ　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

２　河川の障害物の除去

（１）実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

（２）実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

３　道路の障害物の除去

（１）実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

ア　車輌移動等の実施

道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい資料が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

○　緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

○　運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

イ　土地の一時使用等

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木

その他の障害物の処分を行う。

（２）実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

４　障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第１８節　廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、町は被災地におけるがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する。

１　ごみやがれきの処理

（１）実施体制

被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で、原則として町が処理する。特に甚大な被害を受けた場合は、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、又は県に連絡の上、隣接市町村、他都県からの応援を求め、緊急事態に対処する。

（２）排出量の推計

町は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、家財等の廃棄物等について、平時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からのごみの排出量を推計し、その処理体制を整備する。

（３）収集運搬

ア　町は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。

イ　災害時には、粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等が大量に排出されるが、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるので、町は、必要により環境保全に支障のない場所を仮置き場として確保し、搬入先とする。

ウ　災害廃棄物は、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合、道路等に散在し緊急に処理を必要とする場合には、町が収集運搬を行う。

エ　町は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

（４）災害廃棄物の種類ごとの個別対応方針

町は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

ア　可燃物

公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、次の点に十分配慮する。

（ア）焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

（イ）プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

（ウ）露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

イ　不燃物

金属等の資源物は分別して再生利用することとし、その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

ウ　がれき

（ア）適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

（イ）環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

（ウ）がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正な処理を行う。

（５）避難所の廃棄物対策

町は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

（６）近隣市町等、関係機関との協力体制の整備

町は、近隣市町等に対し、災害廃棄物の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。また、有限責任中間法人栃木県環境美化協会に対し、災害廃棄物の収集運搬の協力要請を行う。

２　し尿処理

（１）実施体制

町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。特に甚大が被害を受けた場合は、県に連絡の上、相互応援協定に基づき、隣接市町村、他都県からの応援を求め、緊急事態に対処する。

（２）排出量の推計

町は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。

（３）収集運搬

ア　町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町村からの機材、人員の応援を求め、運搬体制を確立する。

イ　町は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

（４）処分

町は、収集運搬したし尿をし尿処理施設で処理するほか、必要に応じて農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

（５）留意事項

町は、収集運搬したし尿を、原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

３　廃棄物処理の特例

（１）実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

町及び県（環境森林部）は、同節第１、第２、第３により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県（環境森林部）は環境省と連携し、関係市町に対し必要な情報の提供を行う。

（２）留意事項

町及び県（環境森林部）は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指示する。

第１９節　文教対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、町は必要な措置を講じる。

１　実施体制

災害時における児童生徒の安全確保及び応急時の教育は町が実施する。

２　応急措置

（１）校長等は状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。

（２）校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に報告する。

（３）校長等は、災害時の状況により町教育委員会と連絡の上、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

３　応急時の教育施設の確保

（１）町教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次の表のような方法により、授業が長期的中断することのないよう、応急時の教育施設の予定場所選定について対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
全部の校舎が被害を受けた場合	１　公民館等公共施設 ２　隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	１　住民の避難先の最寄りの学校、無災害の学校、公民館等公共施設等 ２　応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

（２）被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（１週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

４　教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

（１）町内に災害が発生した場合、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。

（２）被災の状況がひどく、（１）によることが困難な場合は、県教育委員会に教員確保の要請を行う。

５　防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町長に協力する。

６　学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に町が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

（１）対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

（２）内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

（３）費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

ア　教科書代

（ア）小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

（イ）高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第４条で定められた額以内とする。

（４）期間

地震災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については１５日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

７　文化財の保護

（１）災害発生の措置（通報）

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町または県教育委員会に報告する。

（２）応急対策

文化財に災害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

８　文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれのある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な

場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

９　社会教育施設における応急対策

（１）応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は町教育委員会に報告する。

第２０節　住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、町は関係機関と連携し、公営住宅の一時的な供給、仮説住宅の供給、被害家屋の応急修理を行う。

１　実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として町が行う。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

２　住宅等の一時供給

住宅の一時供給は、原則として既設の町営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

（１）対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

ア　災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと

イ　居住する住家がないこと

ウ　自己の資力では住宅を確保することができないこと

（２）供給する公営住宅等の確保

ア　町は、既設の町営住宅等で提供可能なものを確保する。

イ　町のみでは確保できない場合、県（県土整備部）に県営住宅等の供給の要請を行う。

３　応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

（１）対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

ア　災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと

イ　居住する住家がないこと

ウ　自己の資力では住宅を確保することができないこと

（２）建設による応急仮設住宅の供給

ア　設置予定場所

町において決定するものとする。

なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

イ　住宅の規模及び構造

１戸当たり２９．７平方メートルを基準とし、県（県土整備部）において構造を定める。

ウ　実施方法

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県（県土整備部）又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

（３）費用の限度

災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

（４）期間

ア　建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

イ　供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第８５条第３項又は第４項による期間（３箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は２年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

４　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

（１）対象災害

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

（２）内容

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

（３）費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

（４）期間

応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必用最小限度の期間を延長する。

第２１節　公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

１　道路施設対策

（１）被害情報の収集

町は災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

（２）被害情報の伝達

ア　道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県（県土整備部）に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

イ　管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

（３）応急措置

ア　緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

イ　交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、所轄の警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第４７条の４に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

ウ　交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

エ　二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

オ　道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

２　上水道施設

（１）被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

（２）応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

ア　工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ　送配水管等の復旧手順

（ア）送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

（イ）臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、所管消防機関に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ　仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

エ　通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

（３）広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

（４）応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

３　下水道施設

（１）被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

（２）応急措置

ア　下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ　処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

（ア）応急復旧の緊急度、工法の検討

（イ）復旧資材、作業員の確保

（ウ）技術者の確保

（エ）復旧財源の措置

４　電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

（１）被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド（株）は、被害情報、停電に関する情報等の

把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

（２）応急措置

ア　要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ　電力の融通

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合における各電力会社間の電力の融通を行う。

ウ　危険予防措置

町、消防機関は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ　自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド（株）は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ　応急工事の実施

東京電力パワーグリッド（株）は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二時災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

（ア）発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（イ）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

（ウ）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（エ）配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

（オ）通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

（３）広報

東京電力パワーグリッド（株）は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

５　河川管理施設等の対策

町は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに本章第９節１で定めた警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

６　河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防法第18条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第２２節　広報活動

災害時において、住民及び観光客に迅速かつ的確な情報を提供し、町民生活の安心確保を図るため、県、防災関係機関と相互に連携して町民のニーズに対応した広報活動を行う。

１　広報活動内容

町は県、防災関係機関と連携し災害の規模、様態に応じて町民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

（１）災害発生情報、避難（勧告、場所等）に関する事項
（２）被害状況、応急対策状況
（３）交通規制、公共交通機関の状況
（４）電気、ガス、上下水道、電話等公益事業施設の状況
（５）医療機関
（６）衛生・防疫活動の状況
（７）給食・給水実施の状況
（８）衣料、食料品、生活必需品の供給状況
（９）道路、橋りょう、河川等公共施設の状況
(10) 被災者の安否に関する情報
(11) 問い合わせ、要望、相談等の連絡方法
(12) その他必要な事項

２　住民・観光客に対する災害情報等の提供

住民及び観光客に対しては災害情報や生活情報等をきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

（１）防災行政無線、町広報車、消防団車輌及び消防団員、自主防災組織等の人的ネットワーク等による広範囲で組織的な情報の提供
（２）避難場所等への公共掲示板の設置ポスターの掲示等による各種情報の周知
（３）災害情報等に関する広報紙、ちらし、びら等を作成・配布
（４）各種情報の新聞広告掲載
（５）テレビ、ラジオを利用した定時放送
（６）パソコン通信、インターネットを活用した情報提供

３　報道機関に対する情報の発表

災害対策本部で収集した災害情報及び会議で決定した災害応急対策の情報は、すみやかに各報道機関に発表する。

４　記録写真等の収集

町は災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保存する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第２３節　自発的支援の受入

災害時において、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進めるため町は、県、及び関係機関と連携を図りボランティア活動を支援する。

１　災害時におけるボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は次のものが想定される。

（１）災害・安否・生活情報の収集・広報
（２）炊出し、その他の災害救助活動
（３）医療、看護
（４）高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
（５）清掃、保健衛生活動
（６）災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
（７）障害物の除去
（８）応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（９）災害応急対策事務の補助
(10) その他災害応急対策に関する業務

２　ボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援･調整するための体制整備を図る。

〇町及び町社会福祉協議会の活動

町は、町地域防災計画に基づき、社会福祉協議会等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に運営できるよう被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど町民やボランティアへの周知を図る。

３　義援物資の受入・配分

（１）義援物資の受入

町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問合わせ等に対応する。

また、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

（２）義援物資集積場所

町は、県と連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

（３）義援物資の管理

町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、必要に応じてボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

（４）義援物資の需給調整

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

４　義援金の受入・配分計画

（１）義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

（町、県、日本赤十字社栃木県支部、町及び県社会福祉協議会、義援金受付機関等）

（２）義援金の受入

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

（３）義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、配分を行う。

（４）配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第３章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い町土づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

１　基本方向の決定

（１）実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第２８条の２第２項第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、町は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

町の定める復興計画は、都道府県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

ア　復興計画の区域

イ　復興計画の目標

ウ　当該市町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ　イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ　復興計画の期間

キ　その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

（２）住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

（３）国等職員の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

２　迅速な現状復旧

町及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

（１）施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

（２）施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。

（３）地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

（４）ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

（５）施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

３　計画的復興の推進

特定大規模災害等により被災した町において、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

４　防災まちづくり

（１）防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

（２）防災まちづくりに関する留意事項

町は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ　必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

（ア）避難地や延焼遮断帯、防災拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤整備施設及び防災安全街区の整備

（イ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

（ウ）建築物や公共施設の耐震化、不燃化

（エ）耐震性貯水槽の設置

ウ　被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。

エ　新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

５　復興本部の設置

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行、国及び地方公共団体との連携、広域調整のため、必要に応じ、復興本部を設置するものとする。

第２節　民生の安定化対策及び公共施設復旧対策

災害により被害を受けた住民･事業者の自力復興を促進し､安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、県、町、防災関係機関は、連携して被害状況を的確に調査し、早期復旧事業を実施する。

１　民生の安定化対策及び公共施設復旧対策

民生の安定化対策及び公共施設復旧対策については、風水害等対策編第３章第２節民生の安定化対策及び第３節公共施設等災害復旧対策を準用する。